

## 令和2年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 6 号	令和2年度宝塚市水道事業会計予算	可決 (全員一致)	3月6日
議案第 1 7 号	令和2年度宝塚市下水道事業会計予算	可決 (全員一致)	
議案第 2 7 号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 8 号	宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 9 号	宝塚市消防団条例及び宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 0 号	工事請負契約（(都)荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について	可決 (全員一致)	
議案第 3 1 号	権利の放棄について	可決 (全員一致)	
議案第 3 2 号	権利の放棄について	可決 (全員一致)	
議案第 3 5 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 6 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 7 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 8 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 9 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 0 号	市道路線の全部廃止について	可決 (全員一致)	
請願第 6 号	外国人労働者の労働環境・生活支援・教育支援の充実を求める請願	趣旨採択 (全員一致)	

## 審査の状況

- ① 令和2年 3月 3日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗
- ② 令和2年 3月 6日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗
- ③ 令和2年 3月24日 (委員会報告書協議)
- ・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

(◎は委員長、○は副委員長)

令和2年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第16号 令和2年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

令和2年度水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（令和2年度予算の概要）

<b>業務の予定量</b>	給水人口 23万5,172人 年間総配水量 2,460万4,777m <sup>3</sup> 一日平均給水量 6万7,410m <sup>3</sup>
<b>主な建設改良事業</b>	管路更新事業 8億7,400万円 基幹施設耐震化事業 3億5,435万円 新庁舎建設事業 1億5,834万円
<b>収益的収入及び支出</b>	事業収益 48億490万5千円 事業費用 51億3,698万9千円 収支差引 3億3,208万4千円の赤字
<b>資本的収入及び支出</b>	資本的収入 19億8,900万1千円 資本的支出 32億9,742万3千円 収支差引 13億842万2千円の不足 過年度分損益勘定留保資金等で補てん

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 収益的収支差引が2年連続赤字ということだが、なぜか。また、今後の見込みは。

答1 収益的収支上の赤字の理由としては、これまでと比べ、特に経費である受水費がふえていることがある。今後の収益的収支の見込みは、令和元年度の決算見込みでは約2億円程度の赤字を見込んでおり、令和2年度以降も、特別利益や特別損失を除き、毎年度2億円程度の赤字が続くと予測している。資金については、令和元年度末で40億円程度残ると見込んでいるが、今後は毎年度2億円程度ずつ減少し、令和7年度末には5億円程度の資金減少を見込んでいる。今後10年程度で資金は枯渇し、令和13年度には5億円程度の資金不足が発生すると予測している。

問2 今後も毎年2億円程度の赤字が続くということだが、それを改善する方法は。

答2 経営予測は従前からしており、平成28年度に宝塚市水道事業経営戦略を策定し、各種、経営健全化の取り組みを掲げ、現在も取組中である。

問3 最終的には水道料金の値上げも視野に入れていかざるを得ないと思うが、どう考

えているのか。

答3 現在の水道事業経営戦略において、5年連続して赤字が見込まれる場合は水道料金のあり方について慎重に検討していくという考え方であり、現実に令和元年度の決算見込みが赤字、令和2年度予算でも赤字の状況の中では、今後、水道料金のあり方については早い時期に検討を要すると認識している。

問4 市内の導水管や送水管、配水管などの老朽管の実態は。

答4 市内の管路の総延長は約806キロメートルで、うち取水するところから浄水場までの導水管、浄水場から加圧所や配水池へ送る送水管、配水池から各戸へ送る配水管という内訳で、配水管が大体を占めている。市内で、現在メインで使用しているのはダクタイル鋳鉄管で、耐震継手のものは耐震適合管であり、平成11年以降は全てに使用しており、管路の更新がすなわち耐震化となっている。法定耐用年数の40年を超えている水道管の割合は導水管76.6%、送水管47.4%、配水管26%で、阪神・淡路大震災以降、管更新を積極的にやってきたことと下水道事業で合わせて更新してきたことで、特に配水管については耐用年数がまだ浅い管が多い。

問5 管路の耐震化の進捗について、年によって耐震化の目標値に実績値が全く届かなかったり、逆に上回ったりして、きっちり目標が立てられないのはどういう事情か。

答5 管路の耐震化率の目標値については、水道事業経営戦略の中に掲げている数値であり、水道事業の施設をアセットマネジメント（資産管理手法）で計算して、今後、法定耐用年数を40年ではなく80年に設定した更新費用を年次割にして計画を立てたものであるため右肩上がりとなっている。実際の実績値については、阪神水道企業団からの受水のための整備工事を平成28年以降実施してきたため、管路更新事業の予算と人手が足りなかったというのが、計画と乖離している理由である。今後については、水道事業経営戦略でボリュームとお金を計算してやっていく計画となっているので、しっかり対応できるよう実施体制の見直しをしていく。

問6 水道管の破裂事故が全国で毎年約2万件発生しており、道路陥没に伴うという別要因もあるが、水道管の耐用年数は40年と言われる中、本来は10年から15年が寿命という考えもある。本市では40年を超えている管が多いが、それをゼロにする計画はあるのか。

答6 水道管路の法定耐用年数が40年というのは地方公営企業法の施行規則で定められた年数で、実際に水道事業体はアセットマネジメントで計画を策定して管路の更新基準を設けるが、その際に法定耐用年数の40年で設定する自治体はほぼない。実際は実使用年数で設定し、本市が設定した80年というのは日本水道協会の水道維持管理指針にダクタイル鋳鉄管の場合実使用年数は60年から80年とあるので飛び抜けた数字ではない。水道事業経営戦略策定時に試算すると、法定耐用年数の

40年で管路更新を続けると今後50年で約1,150億円かかり、単年度平均では約23億円という更新費用であったため、財政的に現実的でないと判断した。そのため、費用を考慮し年間の更新距離を10キロメートル、予算は9.2億円として水道事業経営戦略に盛り込んだ。水道ビジョンで基幹管路更新の優先度を上げており、今後、40年超えの老朽管がふえている送水管等の更新も取り組みを考えている。

問7 ダクタイル鋳鉄管以外の水道管もまだまだ残っている。問題は宝塚市で水道管の破裂事故が起こらないかということであって、予算をもとに計画するのはわかるが、80年というのは理解しがたい。実際の水道管の劣化状況から見ないと、予算からのみで水道管の耐用年数を計画するのはどうかと思うが。

答7 確かに水道管種によって耐用年数は違ってくる。水道管の更新について、現在はアセットマネジメントのレベルを2Cで考えているが、水道管種や今後の水需要の動向をあわせて考え、レベルをもう一段階上の3Cに上げ、財源的にも裏打ちされた具体的な更新計画を早急につくる必要があると思う。令和2年度は具体的に計画していないが、令和3年度以降、アセットマネジメントのレベルを3Cに上げ、より確実な、管路を含めた水道施設の更新計画をつくり上げたいと考えている。

問8 耐用年数に対する今の施設の実態や赤字の見込みという今の水道事業の状況を市民に対してきちっと公表する必要がある。あと10年ほどで急激に人口が減るという統計も既に出ており、水道料金の値上げが必要なら、公表もせず、なぜかわからないけれど赤字という状況では市民は納得しない。大事なことは、長期の展望を見て計画をしっかり立て、経費削減などの努力は最大限行って、課題を整理し、市民に公表することではないか。

答8 現在の水道ビジョンや水道事業経営戦略は平成28年からの10年計画で、前期の5年を検証して現在は後期の5年の見直しに入っており、その5年以内にはアセットマネジメントのレベルアップを含め、投資と財源を明確にした上で50年後を見据えた長期計画を立てたい。水道事業経営戦略の見直しの議論の中で、長期展望を持った上で後期の5年を見直すべきという意見もある。長期計画については後期の5年を待つのではなく、できるだけ早い時期に策定に着手して、公表していきたい。

問9 生活保護減免制度廃止による水道料金等の収入増を見込んでいるが、これまで生活保護減免分の水道料金は一般会計から繰り入れしていなかったのか。また、制度廃止後は個人から徴収するのか。

答9 一般会計からの補填は一切なかった。生活保護減免制度廃止は昨年6月からで、令和元年度の水道料金の1期分は減免しているが、それ以降は個人から徴収している。

問 1 0 水道料金の現年分の徴収率は 99%ということだが、生活保護対象者からの徴収率はどうなるのか。

答 1 0 昨年 6 月から徴収が始まったが、99%よりは少し低くなっている。

問 1 1 収益的支出の営業費用のうち人件費が令和元年度より約 4,500 万円ふえている。これまで物件費としていた臨時的任用職員が制度改正により職員内訳で計上している会計年度任用職員としてふえたことと関係があるか。

答 1 1 人件費の増額の主な原因は退職給付引当金が増加したことによるものであり、会計年度任用職員はこれまで臨時的任用職員として賃金でもともと総額では人件費に含まれていたもので変わりはない。

問 1 2 上下水道事業審議会では水道料金の値上げの件や財政についてどんな話になっているか。

答 1 2 上下水道事業審議会には具体的な水道事業経営戦略等の計画の見直し案はまだ示せていない。来年度早々には一定の見直し案を示し、議論をしていただきたいという考えは説明している。料金については以前に下水道使用料のあり方について一度議論いただいたが、水道料金については議論いただいていない。現水道ビジョンにおいても 5 年間赤字が続くときは料金の見直しを検討することが掲げられているので、今回の水道ビジョンの見直しの中で料金の議論が出てくるかもしれない。

問 1 3 水道は命にかかわるものだが、給水停止のケースはあるか。

答 1 3 2 月末現在で給水停止は 22 件執行中である。全て生活実態がないケースで、実際に居住しているところを給水停止しているケースはない。

問 1 4 昨年他県で、集中豪雨等で長期間水が来ない地域もあった。今後いつどんなことが起きるかわからないが、水を供給するための新たな対策は。

答 1 4 大災害時の対策として、宝塚市では地域防災計画、宝塚市業務継続計画等定められているが、上下水道局独自で宝塚市水道危機管理行動計画を独自に立てている。風水害、地震等災害のほか、水質事故、テロに対しても検討しており、停電、濁水まで言及したマニュアルを常備している。特に断水については、災害時に災害支援協定を各団体と結んでおり、大きなところでは日本水道協会と結ぶことで情報収集力、また日本全国のネットワークを使い、応急給水についても全国に迅速に支援を求められる。実際に訓練を行いながら、有事の際には対応できるよう努めていきたい。

自由討議 なし

討 論	なし
審 査 結 果	可決 (全員一致)

**議案番号及び議案名**

議案第17号 令和2年度宝塚市下水道事業会計予算

**議案の概要**

令和2年度下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

**（令和2年度予算の概要）**

<b>業務の予定量</b>	年度末水洗化人口 22万9,341人 年間総処理水量 2,735万533m <sup>3</sup> 一日平均処理水量 7万4,933m <sup>3</sup>
<b>主な建設改良事業</b>	公共下水道雨水整備事業 4,100万円 公共下水道汚水整備事業 5億495万円
<b>収益的収入及び支出</b>	事業収益 46億1,899万1千円 事業費用 42億9,010万3千円 収支差引 3億2,888万8千円の黒字
<b>資本的収入及び支出</b>	資本的収入 12億8,315万7千円 資本的支出 34億4,923万7千円 収支差引 21億6,608万円の不足

当年度分損益勘定留保資金等で補てん

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 荒地西山線関連のボックスカルバートを埋設する工事で大量の地下水があると聞いているが、予算に計上している小林雨水幹線の函渠布設工事はどんな工事か。

答1 小林1丁目の荒地西山線関連のボックスカルバートの工事に関し、荒地西山線の本線ではなく横断する水路が一部施工未完成となっており、その部分の函渠布設工事で、地下水の湧水とは直接は関係がなく、別の工事である。

問2 今後、雨が降れば荒地西山線ではずっと漏水があるのか、その雨水の流れはどうなっているのか。当初予想していたより地下水の量が多いことに対応できるのか。

答2 側溝から流れてくる水は集約して雨水幹線に放流していく。その管路は既に埋設済みであるので、道路ができれば側溝をその部分につなぎ込んで雨水排水できるようになっており、水量についても計画余裕率の中で対応できると考えている。

問3 水洗便所改造資金貸付金とは。市内の山手のほうで下水道につなぐためポンプアップしているところがあって、そのポンプアップの機材が老朽化したときに改修する補助金や貸付金ということか。



答 3 ポンプアップ設備については、宅地が公道より低いために公共下水道に接続が困難な家庭に標準工事費を助成しており、水洗化を促進する観点で制度を設けている。年度初めに3者から見積もりをとり、一番安価な価格を標準工事費として設定しており、助成率は100%である。また、宅内の排水設備の切りかえ工事については、下水道を供用開始する際にくみ取り便所やし尿浄化槽を公共下水道に接続するために補助金や貸付金を設けている。補助金は標準工事費の範囲内で2万円、返済不要であり、貸付金は標準工事費の範囲内で36万円、無利子で36カ月以内に返済が必要というものである。

問 4 新たに工事をする人に対しての補助ということだが、ポンプアップ設備が老朽化して取りかえる必要がある場合、個人の財産という扱いになるのか。

答 4 宅内の排水設備も公共下水道につなぐためのポンプ整備についても個人の財産になる。水洗化促進のインセンティブという意味で最初の切りかえについては助成制度を設けているが、更新については個人財産ということで維持、管理、補修については個人に任せるということになる。

問 5 水道事業と同じく、災害時の取り組みは。

答 5 下水道事業においても、昨年9月に公益財団法人日本下水道管路管理業協会と災害時の支援協定を締結した。災害時に必要となる管路調査のためのカメラなどの機材や人員、計画策定等の手伝い、修繕まで協力してもらおうという内容である。これによって、迅速な調査や修繕まで対応できることになる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第27号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物の容積率の特例の拡充、及び建築物エネルギー消費性能基準の見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	問1 今回の制度改正では、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物の容積率の特例を拡充すること、戸建て住宅の省エネ性能評価方法を簡素化すること、共同住宅の省エネ性能評価方法を簡素化することの3つの内容があるが、対象になるケースは出てくるのか、見込みは。 答1 対象となるものはほとんどないと思われる。省エネ性能を充実させることで容積緩和を受けることまで考えている事業者やデベロッパーは余りない状況である。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第28号 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

市営住宅の入居の際に要していた連帯保証人を不要とするとともに、家賃を減額している世帯などについては、住宅の明渡し時における畳の表替えやふすまの張替えの修繕義務を免除するなど、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 連帯保証人について規定している第13条については削除し、市営住宅の入居手続について規定している第12条の「連帯保証人の連署を必要とする」という部分からは連帯保証人という言葉が消すということか。

答1 連帯保証人にかわって、「緊急連絡先となる者」を規定するものである。

問2 民法改正を受けて県が出した方針に追随する形での改正だが、近年身寄りのない単身高齢者等が増加し、保証人を確保することが困難になり、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにという趣旨で連帯保証人制度を廃止することで市営住宅入居者に対する間口が広がるということになるのか。

答2 単身高齢者だけではなく、今後市営住宅への入居資格がある全ての人に対して、連帯保証人が免除されることになる。

問3 間口が広がり例えば認知症の単身高齢者が入居することになった場合、行政の負担もふえると思うが、今後起こり得る問題に対し、行政の中で連携はとれているか。

答3 高齢単身者が入居することで新たなリスクが発生する可能性もあるが、指定管理者や社会福祉協議会も巡回をしており、認知症が重度になるとほかの施設に移ってもらわないとならないので、これからも巡回訪問し、判断して、庁内連携の上で認知症の方に対しては次の対策を考えていく必要がある。

問4 市営住宅担当の仕事はふえるが、現時点の職員数で対応は可能か。

答4 連帯保証人がなくなることで頼るべき相手がなくなることにはなるが、その分、緊急連絡先を条例上設定している。緊急連絡先には誰でもいいわけではなく、頼りになる人をお願いすることで少し軽減にはなる。死亡された場合は相続人を探して交渉していくため職員の負担はふえるが、現状の職員数でまずはやっていきたい。

問5 緊急連絡先の線引きは決まっているか。

答5 免除規定があるのでかたくなにというわけではないが、まずは親類の方をお願い

できないかということで交渉していきたい。

問6 連帯保証人がなくなることで担保がなくなる。省庁のホームページを見ると保証会社が掲載されているが、市営住宅は公営事業ということで引き受けが難しいのではないかと思う。担保についてはどう考えているか。

答6 保証会社についても調査検討した。国交省のホームページには70社程度掲載されているが、中でも保証人が要るところもあり、保証人が要らなくても初期費用として2万円から2万5千円程度、また年間の更新費用が1万円弱といった形で市営住宅使用料の平均が月2万円前後であることから考えると費用負担が大きい。また保証会社からの取り立ては事情を考慮したものではなく厳しいもので、兵庫県でも住宅審議会で議論され、県営住宅にはなじまないという結論が出ている。全国的にも例は少なく、保証会社を使うのはなかなか難しいと考える。

問7 連帯保証人のかわりに緊急連絡先を設定するのは、新規入居者だけでなく、既存入居者に対しても同じ対応をするのか。

答7 既存の入居者が新たにもう一度契約をし直す際には連帯保証人を不要とし、緊急連絡先を設定することになる。

問8 市営住宅明け渡し時における畳の表がえ等の原状回復義務を条例に明文化し、家賃減免を受けている世帯についてはそれを免除しようとする改正であるが、現状、家賃減免を受けている世帯は入居者の半数程度。もともと市営住宅に入居資格のある人の世帯収入は低いので、退去時に数十万円という支払いは難しい。民法上の解釈では、経年劣化の場合は原状回復を免除するとなっていることから考えると、なるべく全世界帯が原状回復しなくてよい対象にするべきではないのか。

答8 民法改正の趣旨、通常使用に伴う損耗については、市営住宅はセーフティーネット住宅であるため十分加味した上で対応していく必要がある。ただ、今の財政状況の中では、まずこの改正案で進め、将来的には広げていくという思いである。

問9 住宅困窮度が高い者について、優先的に選考できるとした規定に、「20歳未満の子を扶養している寡夫」と「DV被害者」を追加するが、空き家募集の際に優先入居を行うのか。それとも緊急に入居を行うのか。

答9 空き家募集の際に優先枠を設定し、該当者の申し込みがあればその中で抽選することとする。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第29号 宝塚市消防団条例及び宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

近年多発する各種災害に対応するため、特定の災害に限り従事する消防団員により構成する「機能別消防分団」を発足することに伴い、処遇や災害補償などについて所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 機能別消防分団の事業所団員の例として、ドローンや重機などで活動に従事してもらうとのことだが、現在、どんな業種の民間事業者との連携をとっているか。

答1 これまで、消防団や消防本部の活動を支援してもらう消防サポート隊として、40事業所にエントリーしてもらっている。例えばJRAには林野火災で水利が不足している場合にタンク水、散水車で支援していただく。今後、機能別消防分団の事業所団員として、重機や大型タンクを備えた散水車を保有している事業所の参入のほか、外国人対応の通訳を専門に行っている事業所の参入を考えている。

問2 消防サポート隊と機能別団員はどちらも災害補償はあるが、2つの違いは、出勤費用弁償や報酬が消防サポート隊にはないということで、今までは会社をお願いして人を派遣してもらう形だったのか。今後の機能別消防分団では、個人として機能別団員となってもらうのか。

答2 他都市の取り組みを紹介すると、三田市では消防車のメーカーであるモリタと覚書を締結し機能別分団を設置している。覚書では活動範囲や資機材の使用、災害発生時の補償等について細部まで締結し、その上で従業員を機能別団員として派遣している。本市では現在、ドローンを活用している事業者から機能別分団として参加したいという意向をいただいております、当該事業者とさまざまな協定を結んでしっかりフォローしていきたい。

問3 何かあった場合の補償は。

答3 今現在いる消防団員は基本団員と呼ぶことになるが、基本団員には宝塚市消防団員等公務災害補償条例に基づく補償をしており、今後新しく機能別団員となる人についても、同条例に基づき同等の補償をしていく。

問4 消防団員の定員は200人で変えず、機能別団員を15人として基本団員の定員は185人とするということだが、現状、消防団員は何人か。また、この条例は公布の

日から施行するとのことだが、いつ公布するのか。機能別消防分団は災害時の消防団員であるなら、15人については、日常においては存在せず、消防団員の定員は185人でいくことになるということか。

答4 今年度、4月1日時点では181人であった。団長が1人勇退され、9月末時点では180人となった。条例公布は議決日の予定である。機能別団員の15人については、各御意思をいただいて消防団長から任命する形になり、すぐに15人は埋まらず欠員は生じると思うが、定員の200人に近づけたいと考えている。

問5 機能別消防分団の機能別団員は大規模災害団員(消防団本部の推薦が必要で西谷在住、基本団員経験5年以上)と事業所団員で構成するということだが、基本的に大規模災害団員を15人確保し、それに追加で事業所団員を、という考えか。

答5 大規模災害団員と事業所団員を合わせて15人確保していくという考えである。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	可決 (全員一致)
------	-----------

**議案番号及び議案名**

議案第30号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

**議案の概要**

都市計画道路 荒地西山線道路新設改良工事について、建設発生土の処分地の変更や、仮設工に係る施工計画の見直しなどが必要となったことから、契約金額を変更しようとするもの。

契約金額 5億7,718万8,700円（5,798万8,700円の増額）

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 昨年12月になぜ土壌試験を実施したのか。

答1 一般的に一般土砂の排出においてpH（ペーハー）値の試験を行うことはせず、処分地に持っていく。ただ、近傍地の事前工事において悪い土質の土壌が出て、処分先がpH8以上の残土を受け入れないため、pH値を測定するという協議が昨年の9月に行われた。その事前工事の試験結果を勘案して今回の工事においてもpH値が基準以下かどうか確認する必要があると判断し、設計後にはなったが、処分に先んじて試験を実施することになった。

問2 設計後に処分先の基準が変わったわけではない。設計時から処分先の受入基準はpH値6～8となっていたのに、工事設計段階でなぜ試験をしなかったのか。

答2 一般的に建設残土の化学的調査を事前には行ってはいない。荒地西山線の工事についても過年度より小林側や近傍で工事を進めていて、積算に当たっては処分地の処分価格と運搬にかかる費用を勘案し最も安価になる処分地を設計する中で、大阪砕石工業所がもっとも安価で、これまでも荒地西山線の工事分を含め処分してきた。工事が千種側に進み、近傍地の土砂の見た目から、受入先の大阪砕石工業所から受入可能か調べたいという申し出があったという事情である。

問3 近傍地の工事とはどこか。事前にpH値を調査すれば処分地を変更することにならなかった。契約後の設計変更は望ましくない。処分地が遠くなれば費用もかかる。入札段階での費用計算は大事であり、今回の処分地変更の費用は設計単価があって入札した結果の請負率になっているのか。

答3 今回の工事場所の南側にJRAの宿舎があり、のり面工事で発生した土砂の土質が処分先の大阪砕石工業所の要望で調査するとpH値8を超えていた。そのため、今回の工事においてもリスクがあるということで調査した。工事前に行う土質調査は構造物をつくるための強度をはかったり地下水の位置を確認したりするもので、

pH調査はしない。なぜなら、部分的にはかった土砂のpH値と実際の建設残土のpH値は必ずしも一致しないという実効性の問題があるためである。これまで荒地西山線の工事をしてきた中でpH値が高くて受入拒否されたことはなかった。処分費用の設計では処分先での処分価格と運搬にかかる費用を合算して、変更契約であるため請負率を勘案して変更額として算定した。

問4 過年度の工事で地下水の湧出が確認されなかったため当初計画では降雨に対応するポンプ設置を予定していたが、今年度施工中の別工事で大量の地下水を確認したためポンプを増強し導水管を増工するという水替工の変更について、変更理由が理解できない。もともと地形的に谷底で、水が集まり地下水が多いと言われていた場所であり、大きな雨水管を入れるという話もこれまで聞いてきている。一部の工事で地下水が出なくても、全体の工事では地下水が出る可能性があることはわかっていたはず。なぜ地下水が出ないという前提に立った工事設計になったのか。

答4 今回の工事では土どめのための矢板を設置するが、地中の玉石等の障害物を先行して除却するという平成29年度、平成30年度の工事では想定していたほどの地下水が出なかったため、今回の工事設計の想定はその状況で見込んだ。しかし、今回の工事の直前で実施した平成31年度の地中障害物除却工事で相当水を含んだ土砂が出たため、契約後にはなるが状況を確認した上で今回の変更となった。土質調査を実施して地下水位が高いことは認識していたが、実際トンネル工事をするための過年度の仮設工事で水が出なかったという状況のほうがより確度が高いと判断して今回工事の設計に至った。土木工事は自然相手であるので経験が大きなウェートを占める。過年度の仮設工事で水が出なかったので施工中は水が出ないだろうという前提で設計をするのは妥当と思われる。ボックスカルバートをつくる時にコンクリートを打つが、ある程度ドライな状態にしないと施工できないので、水替工の変更が必要と判断した。

問5 道路工事は公共事業であるからリスクを想定してしないと、結果的に変更を繰り返すことになる。国からも荒地西山線の工事は変更が多いと言われている。もっと過去の経緯を踏まえて、全体を見て住民にもきっちり説明しないと、わかっているのに黙っていたのではないかと不信感が出ると思うが。

答5 荒地西山線の軌道部分のアンダーパスには水が集まり、道路の排水は下水道担当とも調整しながら、雨水管で県道まで抜いていく計画である。地元へは十分な説明をしてきたと考えている。

問6 以前、代表質問で、荒地西山線の工事では大量の水と土砂が出たため工事がおかれているという答弁を聞いたことがあるが、今回の工事変更は同じ事情によるものか。



答6 阪急軌道の下を掘ったときに相当な地下水が出たことによって工事が遅延し、事業費が上がった。その後十分な土質調査を行い構造物の安定計算等の設計に反映した。これにより以前のような構造物等の設計変更には至らなかったが、実際、工事を進めていくに当たっての地下水の状況や処分土のpH値という施工上の内容が反映できていなかったための変更である。

問7 荒地西山線の工事に関しての地域への説明の際は、どんな意見が出たのか。

答7 荒地西山線の工事期間は長くかかっており、定期的に広く地域への説明会を行っている。工事の影響を受けている人からは早く終わってほしいという意見もある。工事場所が移っていくので、工事の時期が来ればもう少し細かい説明をしており、今回の説明会では現状千種地域の生活道路として自転車を含め利用されている通路幅が狭くなり緊急時の避難経路としては不適切との指摘を受けた。工事車両のルートなども意見をいただき、それらを踏まえて今回変更を考えている。当初から反対を含めた意見もあったが、議論を進める中で千種側の工事にも入って、直接迷惑をかけていることに関する意見はいただくが、事業そのものに反対する意見はいただいていない。

問8 工事方法が途中で変わったり工事休止期間もあったりして工期も長くなっているが、定期的に地元説明会をしているというのは、今までどの程度行っているのか。

答8 特に大きな工事としては阪急の立体交差工事を平成21年に始めているのでその前後に小林側、千種側のそれぞれで説明会を実施した。おおむね毎年自治会単位等で説明会をしている。工事場所の近傍の人には工事発注時点で改めて具体的な施工計画等を説明している。広く地域への説明はおおむね1年に1回程度実施している。

問9 自治会に入っていない人にも漏れなく説明できているのか。

答9 阪急軌道前後の工事では自治会に未加入の世帯もあるので直接案内のビラをまいた。現在の工事区間の近傍は主にマンションなのでマンションの管理組合や賃貸マンションの場合は所有者や所有会社に直接案内している。

問10 今回の工事で大量の地下水を排出するポンプを設置することだが、道路が完成するとそれを取り出すと聞いた。水はずっと湧いてくるが、どうするのか。

答10 工事をする際は生コンクリートを打設するためドライな状況でなければ工事できないので今回のような水替の仮設計画をしているが、トンネルのボックスカルバートが完成すると周りを埋め戻して埋まる状況になり、その場合水は抜くのではなく、水は地形に沿って西から東へ、高いほうから低いほうへ流れていき、これまでどおり地下水として流れていくことになる。井戸を利用している人もいるので、地下水を全く抜くことはしない。

問 1 1 工事場所には大きなマンションが建っていて、道が狭くなっているのが気になる。通学路の安全対策は。通学時間帯には警備員を配置しているのか。

答 1 1 工事箇所と通路が隣接する区間で、飛散防止のため高さ3メートルの囲いを設置し、夜間の視認性を確保するため照明設備を設置する計画である。工事車両の出入口は当初計画では東西で考えていたものを1カ所に集約し、仮置き土ヤードの整備後、西側は原則出入りしないこととしているため、今のところ警備員は配置しない計画である。仮に西側の出入口を使用するときは、警備員を配置する可能性はある。東側の工事車両の出入りに関しては、工事車両の動線と生活道路が交差している区間があるので、箇所箇所に警備員を配置して安全対策を図っていく。

問 1 2 マンションの入り口の真ん前に大きな鉄板があって、安全対策をしておかないと大きな事故が起きる可能性がある。西山橋側も警備員配置は必要では。現場はとも狭く、車の出入りがなくても対策を見直さないといけないと思うが。

答 1 2 現計画で安全性は確保できると考えているが、周辺状況を日々確認しながら、必要な安全対策はきっちりやっていく。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第31号 権利の放棄について	
<b>議案の概要</b>	
<p>相手方が滞納した市営住宅使用料に係る支払請求権について、建物明渡し等請求訴訟により確定判決を得たものの、相手方からの納付がないまま消滅時効の期間が満了していること及び居所不明であることから、債権の回収が見込めないため、権利の放棄をしようとするもの。</p>	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	なし
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第32号 権利の放棄について

**議案の概要**

宝塚市クリーンセンタープラスチック類選別等処理業務委託契約の解除に伴う賠償金等の支払請求権について、確定判決により権利が認められたものの、相手方からの納付がない上、代表取締役が死亡しており、また、相手方の営業実態がなく、資産も不明であることから、債権の回収が見込めないため、権利の放棄をしようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 結局、裁判費用は市の持ち出しということになるが、プラスチック類選別等処理業務において当時工場がストップしたことで工場に置いたままのごみの処分費用や保管料、運搬費等は実質、市の持ち出しとなって損害が出たのか。

答1 ごみ処理が滞るのが一番困るためすぐに解約するのではなく、一定処理をしていただいて次の準備に入るということで、平成21年の7月から8月に合意解約に向け相手方と協議した。市から搬出したごみは全て処理してもらって、本来支払うべき委託料で賠償金を相殺するという形で、そのあとは契約準備をし、すぐに次の業者に引き継いで処理しているので、その他の費用は発生していない。

問2 実質、金額としての損害はなかったのか。

答2 裁判費用や訴訟に当たっての印紙代等を市は実質支払っているが、それ以上の金額は相殺している。

問3 結果としてマイナスは出なかったとはいえ、訴訟費用に弁護士費用は入っていない。終わったことは仕方がないが、経過年数が非常にかかっており、市当局の労力もかかっている。今回のような事例は今後も起きうることなので、何かマニュアルを考えないといけないと思うが。

答3 今回は特異な事例であり、単に経営不振に陥って倒産という場合は訴訟という形にはならない。不祥事に対するマニュアルをつくっておくのかということは一ケース・バイ・ケースで難しい部分はある。優先すべきは市民に影響が出ないようごみ処理をすることで、会社が整理されていればスムーズであったが、今回の場合会社は登記上残っており、工場も競売にかかっている、何か動きがないか様子を見ていたため時間がかかったもので、マニュアルにのっとって適正に事務執行している。

問4 本件の相手方会社の母体となった別会社が市内にあるが、2つの会社に資本関係は全くなかったのか。

答4 登記上は全く別の法人格で、そちらには請求できない。

問5 相手方との契約解除後、容リプラ（容器包装リサイクル法で対象になるプラスチック）は別会社に委託しているが、容リ外プラのRPF化（固形燃料化）はしているのか。

答5 容リプラ以外のRPF化は今もしており、平成19年当時は売払代金を市へ入れてもらう契約だったが、固形燃料化する会社も少ないので、今はインセンティブにしてRPF化の利益は会社の収入としている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 市道路線の認定について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 市道路線の全部廃止について

**議案の概要**

**（議案第35号～議案第38号）**

都市計画法に基づく土地の帰属によりそれぞれ新規認定をしようとするもの。

**（議案第39号）**

道路法に基づく道路予定区域について新規認定をしようとするもの。

**（議案第40号）**

現状、道路として供用されていない路線について、全部廃止しようとするもの。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 議案第39号の中野町の市道認定について、現在土地の帰属者は宝塚市都市安全部建設室道路建設課となっているが、現状はどういう性格の道路なのか。また、現状は道路として使用されているのか。

答1 都市計画道路宝塚池田線が都市計画決定されており、道路予定地として、道路建設課が所有している土地である。実態として通り抜けができる状況だが、今回認定議案を提出しているとおおり、まだ市道として認定されていない。もともと市営住宅があつて、既に都市計画決定されていたので市は当時この土地を買収し、市営住宅のための通路として利用していたが、現在は一般の人も通れる状態で、認定は打っていないが行政財産として管理していた。

問2 議案第35号から第38号までの4件は開発に伴う市道認定で、災害時はほかの人も通り抜けできるかどうか以前から市道認定議案では確認しており、議案第38号の清荒神の道路については階段はあるものの通り抜けはできる。しかし、議案第35号から第37号までの3件の道路は何軒かの人だけが使用する道路であり、ほかの市民の方にはあまり利便性がない。市道認定すると何かあれば市が責任を負わないといけないし、メンテナンスもしていけないといけないが、市道認定する意義はあるのか。

答2 3路線については片側が接道していないため、多くはその区域の住民のみが利用される道路であるが、開発ガイドラインの基準に則した道路であり、一定の水準

を維持している。今後市が維持管理していく上で不法占用の排除や私権の制限を行うことができ、通行の権利を守ることができることになるということから、市民が安心して利用できる認定道路としていきたい。

問3 議案第39号の中野町の道路において、道路認定はしていないが行政財産という状態は何年続いていたのか。真ん中部分は道路認定されていなかったのか。道路認定までの経緯がずさんではないか。

答3 市営住宅が建った昭和45年くらいから道路形態の通路であった。今回認定する路線は全て道路認定がかかっていなかった。通過交通が発生したのは当初からではなく後からであるが、通過交通発生後は道路認定する必要性はあった。通路として長く使われていた経緯があり、地元調整等時間を要していた。その間は法定外公共物管理条例で行政財産として管理していた。不法駐車を撤去し用地も買収して道路を工事していくため、道路法第91条に基づく権限を取得するため、道路認定しようとするものである。

問4 議案第39号の中野町の道路の先で以前死亡事故があり、また当該案件の道路は広いが見にくくて危ない。道路整備をし、境界も画定して、不法物件も取り除き、道路通行上の安全は確保されているか。

答4 合同点検の中で安全な動線確保のために今回工事をしようとしている。今年度国からの交付金がつくので、来年度には歩道整備をし、安全な動線確保を図る。

問5 なぜ先に安全対策をしてから道路認定議案としなかったのか。

答5 新しい道路は通常、道路整備をしてから認定議案とするが、当該道路は一部用地買収が発生し、不法投棄や不法駐車があり、工事をするには市が一定、権限を強化する必要があったためである。

問6 議案第39号の道路には段差があり、変則の交差点になっている。そのままにするのか、それともすりつけてフラットにするのか。

答6 今回の道路整備において、石積みして段差になっている部分は石積みを撤去し、すりつけて、全体で7.5%の勾配で低い地盤に合わせる改良工事を予定している。

問7 議案第39号の道路の南側には道路が1本あるが、もともとくいがあって車は通れなかった。南側の道路は市道認定されているか。また、くいは昨年なくなったが、道路と道路をつなげるために取ったのか。

答7 南側の道路は市道認定されている。今回の道路認定の前提でそのくいを取ったわけではない。

問 8 議案第 38 号の清荒神の道路には階段があるが、雨の日に現地を確認したところ、階段の目の前にグレーチングがあって電柱もあり、滑りやすく危険である。これまでも産業建設常任委員会で道路認定議案の際に指摘されてきたことではなかったか。

答 8 今回の開発地の場合、既存道路から階段に向かって勾配があり、雨が降って階段に水が流れると危険なので手前でその水を拾うために横断のグレーチングを設けた。グレーチングは滑りどめ処理をしている。

問 9 階段には手すりがついているが途中で途切れており、踊り場の途中にもグレーチングがある。多くの人を利用する可能性があるところだが、もう少し改善できたのではないか。また、できるだけ障害物がない形で整備すべきだが、階段上のグレーチングの前にあるポールの下に少し突き抜けているものがあり歩行者にとっては危険。市道の認定をするならしっかり安全対策をしてほしいが。

答 9 階段部分の整備に当たって産業建設常任委員会で以前からさまざま指摘があり、それを受ける形でガイドラインも変更して詳細を決めた。高低差を解消するために転落防止柵や手すりを設置することや階段部分の排水については階段に至るまでに水を取るということをルール化した。グレーチングは水の流入をとめるためのものであり、滑りどめ加工をするようにしているが、滑りどめ加工の強化を今後現地において対策していく。

また、階段上の車どめのポールは引き抜き式になっており、ふたが一体式の南京錠を設置している。ふたが横向きにあいたときに少し出してしまうので、危なくないよう今後対応を考えていく。

自由討議 なし

討 論 なし

#### 審査結果

議案第 35 号 可決 (全員一致)

議案第 36 号 可決 (全員一致)

議案第 37 号 可決 (全員一致)

議案第 38 号 可決 (全員一致)

議案第 39 号 可決 (全員一致)

議案第 40 号 可決 (全員一致)



議案番号及び議案名

請願第6号 外国人労働者の労働環境・生活支援・教育支援の充実を求める請願

請願の概要

<請願の趣旨>

国は昨年新たに「特定技能制度」を設け、外国人労働者の受け入れ拡大を重要政策とし、日本で働く外国人は昨年10月末時点で165万8804人で、1年前より約19万8千人（13.6%）増え、7年連続で過去最多を更新した。

しかし、その実態は、低賃金・違法な過酷労働・人権侵害など数多くの問題が指摘され続けてきた「技能実習生」が前年より約7万5千人増え、全体の4分の1を占めるまでに至っている。

人権を守り、外国人との共生のまちづくりを推進し、弱い立場の者が抱える問題に取り組む、といった根本原則に立ち、この困難な課題に企業も行政も議会も、そして私たち地域住民が一つになって克服していく道筋をつけていくことが、いま求められていると考えている。そこで、私たちは宝塚市行政に対して以下の項目を請願する。

<請願の項目>

- 1 外国人労働者を雇用している従業員50人以上の事業所の実態調査を実施すること。（国別、在留資格別人数など）
- 2 事業所を対象とした外国人労働者に対する人権啓発活動を実施すること。（講演会、学習会、研修会など）
- 3 外国人労働者の生活支援・日本語教育支援の充実をはかること。

<質疑の概要>

問1 請願項目1の外国人労働者を雇用している従業員50人以上の事業所の実態調査の目的は。

答1 （紹介議員A）外国人労働者の労働環境・生活支援・教育支援の充実を求める請願ということで、行政を進めるには基礎調査が必要であり、外国人労働者を雇用している従業員50人以上の事業所というのはそんなに多くないと思うが、技能実習生を何人雇用しているか、それ以外の人は何人か、という数字に基づいて行政が外国人施策や商工業施策を考える基礎資料になると考えるため。

問2 実態調査をするとして、考えられる実態調査の方法は。

答2 （市当局）既に市で5年に一度、市内の事業所のうち20人以上の事業所の全てを調査している。その調査の中で、各事業所が外国人を雇用しているか、その人数、国別というところまでは調べているが、在留資格別というところまではわからない。調査の目的は特定の会社の状況を調べるためではなく、労働分野全体の調査のために各事業所に協力してもらっている。

問3 請願の趣旨では外国人労働者がふえているということだが、あまり外国人を見かけない地域もある。地域的な偏りがあるか。

答3 (紹介議員A) 末成小学校区、高司小学校区、宝塚小学校区、美座小学校区、小浜小学校区、長尾小学校区、良元小学校区及び安倉小学校区が多い。

問4 事業所を対象とした外国人労働者に対する人権啓発活動を実施することというのは、どういうふうにしたらいいと考えているか。

答4 (紹介議員A) 2016年11月に公布された外国人技能実習生に関する法律では、外国人技能実習生も労働者として他の労働者と平等に取り扱われなければならないとされたので、外国人を雇用している企業がわかれば、その企業に対して講習会や研修会の実施、また場合によっては文書で労働基準法等の内容をお知らせしてもらうことを請願者は望んでいる。外国人が住みやすいまちは日本人にとっても住みやすいまちであり、まず外国人労働者を雇用している企業に認識してほしい。

問5 労働基準法違反や人権侵害の事例は何かつかんでいるか。

答5 (紹介議員A) 例えば食品会社の場合、帽子や服を着て、エアカーテンを通過して、消毒をしてという一連の作業は最高裁判所でも労働時間に含まれるという判例が出ているが、私が指摘している会社は今までそうしていたがそれらが終わってからタイムカードを押すということに変えたので、それは労働基準法違反ではないかということで市や職安も入って話し合いもした。ほかにも、病気で休みたいと言っても有給休暇が与えられないということがあった。また、休憩がとれると思えば皆で休みに行くと責任者に呼ばれ、なぜそんなことをする、そんなことをすると国に帰すぞと言われたケースがあると聞いており、国に帰すと言うのはパワハラに当たると思う。

問6 外国人労働者の生活実態は、実際どんな環境か。

答6 (紹介議員B) 外国人労働者を雇用している会社の特徴として24時間稼働している状況も多く、勤務時間が昼間だけでなく家族がいても夜10時から朝6時までなど、外国人実習生の中でも生活との兼ね合いが難しくなっている人もいる。

問7 メディアでも外国人労働者の問題を取り上げていることも結構見るが、行政として、外国人労働者の実態がつかめたとして、行政指導はどこまで入れるのか。

答7 (市当局) 本市も含め、周辺自治体では生活相談や日本語指導等を実施しているところは多いが、労働問題のあっせんや仲裁、指導勧告は権限がない。権限行使が必要なら、労働基準監督署や県の労働局の力をかりて、つないでいくという

のが実態である。

問 8 先ほど紹介議員が言っていた、市や職安も入って会社と話し合いをしたというのはいつか。

答 8 (紹介議員 A) 4 年前になる。準備時間と休憩時間を労働時間外とするのは労働基準法違反になるということを伝え、有給の休憩時間とすることを約束したが、4 年たっても就労規則に入らず従業員への知らせもないので改善を求めている。

問 9 労働基準監督署に実態は伝わっていないのか。市や職安には権限はないので、労働基準監督署に届け出るのが第一義ではないか。

答 9 (紹介議員 A) 職安職員が知り合いの労基署職員と話をしたことに留まっている。労働基準監督署には本人が届け出ないといけませんが、届け出をすると解雇されるおそれがあるので届け出できないというのが実態である。

問 10 請願項目 2 の事業所を対象とした外国人労働者に対する人権啓発活動を実施すること(講演会、学習会、研修会など)について、実施していると聞いたが。

答 10 (市当局) 一般的に人権男女共同参画課の主催で企業の人も呼んで市民全体に対する集いで人権啓発活動を実施しているが、市内に雇用促進協議会という事業者が集まる会議があるので、そうした場でも機会を捉えて啓発していきたいと考えている。

問 11 請願項目 3 の外国人労働者の生活支援・日本語教育支援の充実を図ることについては、市はすでに実施しているのでは。また、国際交流協会でもさまざまな言語で生活支援をしているのでは。

答 11 (市当局) 市の施設である国際・文化センターで異文化生活相談や日本語教室を実施したり、くらんど人権文化センターにアウトリーチで出かけて日本語教室を実施したりしている。

(紹介議員 A) 国際交流協会の事業も市の事業も理解しているが、外国人技能実習生が毎年ふえていく中、国際交流協会での受け入れは時間が決まっていて夜遅く働いている人は行けない。そうして受け入れできないところをフォローするため NPO 法人では支援希望者に合わせた時間帯のプログラムが実施できる。NPO 法人への市の補助制度がなくなるので、支援が継続できるような制度をつかってほしいという意味での請願項目である。

問 12 請願項目 1 で求めている基礎調査は、市が 5 年に 1 回実施している労働実態調査ではだめなのか。

答 12 (紹介議員 A) その労働実態調査に請願項目 1 の内容を加えていただきたい

と考えている。

問 1 3 市は請願項目 1 の内容を加えた調査は実施できるのか。

答 1 3 (市当局) 今実施している調査に内容を加えることは、費用等のことを除けば可能だが、今までの調査の目的は個別の会社の事情把握ではなく市全体の労働統計であるとして事業者に調査協力をしてもらっているので、実態を把握してその事業者に啓発に行くことを目的に調査実施するのであれば改めてその目的を明らかにして調査をしないと信義則に反する。そうしたことを考えると、全事業者が調査に協力してもらえるかどうか不安がある。

問 1 4 請願項目 1 を従業員 50 人以上の事業所としているのはなぜか。

答 1 4 (紹介議員 A) 事業所規模を小さくすると調査が大変と考え、基礎調査でもあるので 50 人以上とした。市の労働実態調査で対象としている 20 人以上の事業所でもよい。

問 1 5 先ほど話のあった会社での外国人労働者のタイムレコーダーの扱いは外国人労働者のみの扱いか。

答 1 5 (紹介議員 A) タイムレコーダーの扱いは外国人労働者に限らず全員同じであるが、有給の休暇が取れている、取れていないという違いがある。

問 1 6 ほかに過酷な労働実態や人権侵害、パワハラに当たる事案はあったか。

答 1 6 (紹介議員 A) 特に 9 月から 12 月が繁忙期で、朝 6 時から 10 時まで勤務、1 時間の休憩後、11 時から夜 9 時までの 10 時間連続労働ということも聞いた。それでそのうち 30 分休憩をとれると聞いて休憩をとったら、国へ帰れと言われたと聞いている。

問 1 7 請願の趣旨はよくわかるが、労働基準法違反があるという話と、請願項目にギャップがある。できるだけ理解したいと思うものの、わかりにくいのだが。

答 1 7 (紹介議員 B) 直接事業者と話をしたという経験もあるが、市内でもそのほかにも過酷な働き方をしている人が、外国人でも日本人でもいろいろある。特定技能制度が法整備され、外国人労働者の受け入れを拡大する中、技能実習生がどんどんふえることに対する事業者側の受入体制の動きを知ってもらうということではなく、労働力不足の中、外国人労働者を低賃金労働者として扱うことのないよう企業倫理を高めてもらうということが大きな目的だと思う。個別に個人が労働基準監督署に訴えるには一人一人の力は弱く、労働組合もないという実情の中、借金をして来日し束縛されながら強制的な労働環境にある場合もあるので、全体的な課題としてのまちの労働問題として訴えているものである。個別に労働

基準監督署に訴える話を進めていくということは、次の問題とは思っている。

#### 自由討議

委員A これからの時代は国際交流の観点で考えることが大事で、請願項目2と3についてはしっかりやっていただきたい。外国人児童生活学習指導員をしていたことも以前あって、教育総合センターで研修したこともある。趣旨採択を提案したい。

委員B 請願項目1は既にできているから、請願項目2と3を採択するという事はこの請願採択は可能ではないか。

委員A 請願項目1はできている部分はあっても、実態調査をした後どこまでできるかというのは難しい部分がある。

委員長 実施しているのは市全体の労働実態調査であって、権限等を含め個別の事業所の実態調査とは趣旨が違うという市当局の説明があった。その場合は新たな定義が必要で、各事業所に対し個別の案件で調査をするということのハードルは低くなく、今はできかねるということだったと認識している。

委員B 従業員50人以上の事業所ということにはこだわらないという紹介議員の発言があったので、私が思うには今やっている調査で十分なのではないか。

委員C 今の調査で十分なら請願項目に挙げる必要はないのではないか。

委員B 十分というか、それはできていないと思っておられたからであって、在留資格別人数まで書いておられるから、それは確かにできていない。

委員C 問17でも言われたように、ギャップがあるのはここで、何を調べてほしいのかというのがぼやけている、アンマッチというのがそこである。そこを突っ込んでいくと、違うことになってしまうから、矛盾がある。実態を調べて、外国人労働者が大変だということは理解して、教育支援、生活支援をやるというのは理解している。趣旨はわかる。その先にやろうとしていることがはっきりしないから、その部分ではなくて、趣旨は理解するという事である。

委員A 私もそこにこだわっていて、難しいというのはわかっているんだけど、請願項目2、3をしっかり進めてほしいと思う。ベトナムの人も介護の資格を取ろうと頑張っているのも知っているし、請願項目1を考えたときに、ここまで

できているからいいではなくて、次の段階をどうすべきかを具体的に考えたときに、そこは難しいと思う。

委員D 請願趣旨の一番下にある、「私たちは人権を守り、外国人との共生のまちづくりを推進し、弱い立場の者が抱える問題に取り組む、といった根本原則に立ち、この困難な課題に企業も行政も議会も、そして私たち地域住民が一つになって克服していく道筋をつけていくことが、いま求められていると考えています」という部分には賛成する。今いろいろ議論したところでわかりにくいこともあるし、請願項目もギャップがあるので、その趣旨部分を主として、趣旨採択ということであれば賛成する。

委員B いろいろあるけれども、趣旨のところでは多分どなたも同じ考えであると思うので、項目が賛同できないということであれば、趣旨の部分で採択ということでは構わない。

**審査結果** 趣旨採択（全員一致）